

# 回 覧

発信年月日：平成29年 9月20日（水）

発信元：下郷町役場町民課生活安全係

電話：0241-69-1133

## 平成29年度 第2回 クリーンふくしま運動町内一斉清掃の実施について

日頃より、町環境美化の推進にご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。  
国・県では、毎年「環境美化行動の日」を定め生活環境の保全・公衆衛生の向上に努めているところです。

本町でもこの趣旨を踏まえ、**平成29年10月1日（日曜日）の午前5時30分から午前7時00分**に実施する町内一斉清掃に合わせて、今年度第2回目のクリーンふくしま運動を実施いたします。（可燃・不燃ごみの分別排出。資源ごみは分別の必要無し）

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、区民総参加により実施されますようお願い申し上げます。

**あわせて、各集積所の取り残しごみも回収しますので、回収しやすいように集積所の整理整頓もお願いいたします。**

## ～ 分ければ資源・分けないとごみ ～

### (1) 正しく分別し、指定された袋で指定の場所へ。

分別が悪く取り残されたごみを、保健委員の方が分別している例があります。  
取り残された違反ごみは、中身を確認し正しい分別をして排出しましょう。  
各集積所は、清潔に維持管理をしましょう。

### (2) 循環型社会のキーワード3R。ごみ減量や資源物のリサイクルを進めましょう。

Reduce : リデュース（減らす）  
Reuse : リユース（再使用）  
Recycle : リサイクル（再生利用）

### (3) 不法投棄は法律により罰せられます。自分の土地でもごみを捨てることは、法律で禁止されています。

不法投棄を行った者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

### (4) 家庭のごみや、事業により発生するごみを焼却することは法律で禁止されています。これにより火災も発生しています。

不法にごみを焼却した者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）